

Press Release

一般社団法人 山梨県タクシー協会
http://www.taxi-yamanashi.org

関係者各位

令和5年3月17日

認可上限運賃の採用について（山梨県A地区） （初乗運賃740円 ⇒ 600円）

私どもタクシー事業者は、良質で安全な輸送サービスの提供に努力してまいりましたが、コロナ禍による売上げの低迷とその回復が鈍い中にあっても、乗務員の確保及び労働条件の改善、燃料価格の高騰、キャッシュレス決済の手数料等の課題に対処するため、国土交通省に運賃変更の申請・届出を行っていたところ、令和5年3月17日付で認可をいただきましたので、**令和5年4月1日**より新運賃を実施させていただくことといたしました。

つきましては、その周知にご協力をお願い申し上げます。

また、合わせてご利用いただき易いタクシーを目指し初乗運賃も変更いたします。

「安心・安全・快適」な利用者サービスの提供のために不可避な対応であり、何卒ご理解をお願い申し上げます。

1. 実施日 令和5年4月1日（土）に出庫した車両より適用
2. 実施会社 下記地域内40社
3. 実施車両数 535両
4. 対象地域（山梨県A地区）

- ・甲府交通圏（甲府市、甲斐市、中央市、昭和町）
- ・東八・東山交通圏（笛吹市、甲州市、山梨市）
- ・峡西交通圏（南アルプス市、※富士川町、市川三郷町）
- ・峡北交通圏（韮崎市、北杜市）

※富士川町内の事業者は当面の間、旧制度を維持



5. 変更点（一般的な普通車の場合）

（旧）

初乗運賃	加算運賃
1. 800m 740円	278mごと90円

（新）

初乗運賃	加算運賃
1. 272m 600円	264mごと90円

【問い合わせ先】 一般社団法人山梨県タクシー協会
TEL 055-262-1212